



平成17年11月28日

各 位

会 社 名	株式会社オークワ
代 表 者 名	代表取締役社長 大桑 啓嗣
(コード番号8217	東証第一部・大証第一部)
問 合 せ 先	取締役財務本部長 今井 啓
T E L	073-425-2481

自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主の異動に関するお知らせ

平成17年11月28日(月)開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. 当社株式の売出し

1. 自己株式の処分にかかる株式売出し(引受人の買取引受による売出し)

- (1) 処 分 株 式 数 当社普通株式 2,000,000株
- (2) 処 分 価 額 日本証券業協会に定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により下記(3)処分方法に記載の売出価格決定日に決定します。
- (3) 処 分 方 法 売出しとし、大和証券エスエムビーシー株式会社、三菱UFJ証券株式会社、野村証券株式会社、新光証券株式会社及び日興シティグループ証券株式会社に全株式を買取引受させます。なお、売出価格は日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、売出価格決定日(平成17年12月6日(火)から平成17年12月8日(木)までのいずれかの日。以下「売出価格決定日」という。)における株式会社大阪証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、売出価格決定日に決定します。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より当社に支払われる金額である処分価額を差し引いた額の総額とします。
- (4) 申 込 期 間 平成17年12月9日(金)から平成17年12月13日(火)まで。なお、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は平成17年12月7日(水)から平成17年12月9日(金)までとなります。
- (5) 払 込 期 日 平成17年12月14日(水)から平成17年12月16日(金)までのいずれかの日。すなわち、上記(4)申込期間に記載のとおり、需要状況を勘案した上で、申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成17年12月14日(水)となります。
- (6) 受 渡 期 日 平成17年12月15日(木)から平成17年12月19日(月)までのいずれかの日。すなわち、上記(4)申込期間に記載のとおり、需要状況を勘案した上で、申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って受渡期日が最も繰り上がった場合は平成17年12月15日(木)となります。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とします。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (9) 前記各号については、平成17年11月28日(月)に証券取引法に基づく有価証券通知書を提出しています。
- (10) 処分価額、売出価格、その他本自己株式の処分に関し必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任します。

ご注意： この文書は、自己株式の処分及び当社の株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 当社株主による株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 1,200,000株
- (2) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、売出価格決定日における株式会社大阪証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、売出価格決定日に決定します。なお、売出価格は前記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（3）処分方法」に記載の売出価格と同一とします。
- (3) 売出株式の所有者 大桑埴嗣 300,000株
及び売出株式数 大桑啓嗣 300,000株
大桑祥嗣 300,000株
大桑俊男 300,000株
- (4) 売 出 方 法 前記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（3）処分方法」に記載の売出方法と同一とし、大和証券エスエムビーシー株式会社、三菱UFJ証券株式会社、野村證券株式会社、新光証券株式会社及び日興シティグループ証券株式会社に全株買取引受させます。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（前記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（2）処分価額」に記載の処分価額と同一とする。）を差し引いた額の総額とします。
- (5) 申 込 期 間 前記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（4）申込期間」に記載の申込期間と同一とします。
- (6) 受 渡 期 日 前記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（6）受渡期日」に記載の受渡期日と同一とします。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とします。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (9) 前記各号については、平成17年11月28日(月)に証券取引法に基づく有価証券通知書を提出しています。
- (10) 売出価格、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任します。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記【ご参考】2. を参照）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 400,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、前記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」及び「2. 当社株主による株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」の需要状況を勘案のうえ決定されます。
- (2) 売 出 価 格 未定（前記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（3）処分方法」に記載の売出価格と同一とします。
- (3) 売 出 人 大和証券エスエムビーシー株式会社
- (4) 売 出 方 法 大和証券エスエムビーシー株式会社が、前記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」及び「2. 当社株主による株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」の需要状況を勘案した上で、当社株主から400,000株を上限として貸借予定の当社普通株式を追加的に売出しを行います。
- (5) 申 込 期 間 前記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（4）申込期間」に記載の申込期間と同一とします。
- (6) 受 渡 期 日 前記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（6）受渡期日」に記載の受渡期日と同一とします。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一とします。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1,000株

ご注意： この文書は、自己株式の処分及び当社の株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (9) 前記各号については、平成17年11月28日(月)に証券取引法に基づく有価証券通知書を提出しています。
- (10) 売出価格、その他本売出しに関し必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任します。

4. 第三者割当による自己株式の処分(下記【ご参考】2.を参照)

- (1) 処分株式数 当社普通株式 400,000株
- (2) 処分価額 前記「1.自己株式の処分にかかる株式売出し(引受人の買取引受による売出し)」における処分価額と同一とします。
- (3) 割当先及び株式数 大和証券エスエムビーシー株式会社 400,000株
- (4) 申込期日 平成18年1月11日(水)
- (5) 払込期日 平成18年1月11日(水)
- (6) 申込株数単位 1,000株
- (7) 処分価額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任します。

【ご参考】

1. 売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしました。これは当社株式の分布状況の改善及びより一層の流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1.自己株式の処分にかかる株式売出し(引受人の買取引受による売出し)」及び「2.当社株主による株式売出し(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、400,000株を上限として、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける予定の当社普通株式(以下「貸借株式」という。)の売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、当社は平成17年11月28日(月)開催の取締役会において、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする400,000株の自己株式の処分(以下「第三者割当による自己株式の処分」という。)を平成18年1月11日(水)を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成18年1月6日(金)までの間、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。

なお、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から、上記の両取引にかかる貸借株式への返還に充当する株式数を減じた株式数について、第三者割当による自己株式の処分にかかる割当に応じる予定であります。そのため第三者割当による自己株式の処分における処分株式の数の全部または一部につき申込が行われず、その結果、第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

3. 資金の使途

自己株式処分にかかる手取概算額3,462,000千円については、第三者割当による自己株式処分の手取概算額上限694,400千円と合わせて全額設備資金(店舗の新設、IT情報投資等)に充当する予定であります。

ご注意： この文書は、自己株式の処分及び当社の株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

II. 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

平成17年11月28日開催の当社取締役会において決議した上記「I. 当社株式の売出し」記載の当社株式の売出しに伴い、主要株主の異動が見込まれるものであります。

2. 当該株主の名称等

- (1) 名 称 大桑 埴嗣
(2) 住 所 和歌山県和歌山市鷹匠町2丁目10番地

3. 当該株主の所有議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

大桑 埴嗣	所有議決権の数	総株主の議決権 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成17年11月28日現在)	4,460 個	10.69%	第1位
異動後	4,160 個	9.97%	第1位

(注) 総株主の議決権に対する割合は、直近で判明しうる平成17年8月20日における総株主の議決権41,719個により算出しております。

4. 異動予定年月日

上記「I. 当社株式の売出し」記載の売出しにおける受渡期日 (売出価格決定日の7営業日後の日)

以 上

ご注意： この文書は、自己株式の処分及び当社の株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。